

秋田県告示第95号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年秋田県条例第61号）第9条第1項の規定により、水源森林地域を次のとおり指定し、平成31年3月1日から施行する。

平成31年2月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

市 町 村	名 称	土 地 の 区 域	水源森林地域指定図
秋田市	秋田市（秋田地区） 水源森林地域	秋田市293林班	秋田市（秋田地区）水源森林地域 指定図に示すとおりとする。
由利本荘市	由利本荘市（岩城地区） 水源森林地域	由利本荘市（岩城地区）61林班及び 71林班	由利本荘市（岩城地区）水源森林 地域指定図に示すとおりとする。
	由利本荘市（大内地区） 水源森林地域	由利本荘市（大内地区）182林班	由利本荘市（大内地区）水源森林 地域指定図に示すとおりとする。
	由利本荘市（鳥海地区） 水源森林地域	由利本荘市（鳥海地区）157林班	由利本荘市（鳥海地区）水源森林 地域指定図に示すとおりとする。
大仙市	大仙市（西仙北地区） 水源森林地域	大仙市（西仙北地区）26林班から27 林班まで及び47林班	大仙市（西仙北地区）水源森林地 域指定図に示すとおりとする。
羽後町	羽後町水源森林地域	雄勝郡羽後町35林班から36林班まで	羽後町水源森林地域指定図に示す とおりとする。

（各水源森林地域の「指定図」は省略し、その図面及び関係書類を、秋田県農林水産部森林整備課、関係地域振興局農林部森づくり推進課、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）